

入 札 条 件

公益財団法人庄内地域産業振興センター契約事務取扱規程に規定する入札に関する条件については、同規程に定めのあるもののほか、次によるものとする。

【業務の仕様】

- 1 別紙 仕様書のとおり。
- 2 詳細については、契約時に別途協議することとする。

【保守期間】

- 1 2019年4月10日から2020年3月31日まで

【履行場所】

- 1 山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2 鶴岡市先端研究産業支援センター

【委任状】

- 1 代表者が入札する他は、代表者の委任状を必要とする。
- 2 委任者の欄には「住所・名称（商号）・代表者名・代表者の印」を記載・押印すること。それ以外の場合は失格とする。
- 3 受任者の使用印鑑は、会社の代表者印ではなく、受任者個人の印鑑を使用すること。

【入札書】

- 1 入札書の入札者欄に使用する印鑑は、代表者の場合は代表者印、受任者の場合は委任状に押してある印とし、それ以外は失格とする（社判は不可ですので注意してください）。

※ 入札書は入札会場には用意いたしませんので、入札日当日は入札書及び印鑑等を忘れずにご持参ください。入札回数は3回を限度とします。

※ 委任状及び封筒は貴社で準備をお願いいたします。

【印鑑の持参】

- 1 入札者は、入札書に押印した印鑑と同一の印鑑を入札会場に持参すること。

【入札方法】

- 1 落札者の決定は、全ての業務を一括した金額で入札しての最低価格方式をもって行う。

【無効の入札書】

- 1 公益財団法人庄内地域産業振興センター契約事務取扱規程に規定する無効の入札書は、これを無効なものとして処理する。

【再度入札】

- 1 予定価格の制限の範囲内の価格に達しない場合は、再度の入札を行う。
- 2 入札回数は3回を限度とする。

【入札書記載金額】

- 1 入札金額については業務を履行するのに要する一切の費用を含めた額とすること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、税法その他の法令等の改正により消費税等の率に変動がある場合、改正以降における変動後の税率により計算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、改正以降における変動後の税率により計算した金額を入札書に記載すること。

【業務委託料の支払い】

- 1 2019年4月10日から2019年9月30日分と、2019年10月1日から2020年3月31日分で分け、適正な支払請求書を受理した日の翌月末までに業務相当額を支払う。

【暴力団との関与】

- 1 入札者は暴力団（鶴岡市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と一切関与しないこと。

【その他】

- 1 入札した者は、入札後、履行場所の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異義を申し出ることができない。